

平成18年5月17日

第1回大阪市国民保護協議会 会議録

(事務局：危機管理室長)

それでは、ただ今から「大阪市国民保護協議会」を始めさせていただきたいと思えます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市危機管理室長の千福でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本協議会は、大阪市国民保護協議会条例第4条第2項に基づき、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、委員総数36名のうち、本日、現在33名の委員の方のご出席をいただいておりますので、本協議会が有効に成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

本日の会議は、大阪市の「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づきまして、公開としておる次第です。5名の方が傍聴されておりますので、ご報告申し上げます。

また、報道関係機関の方の取材も入っております。

それでは、ただ今から、大阪市国民保護協議会を開催いたします。

開催にあたりまして、大阪市国民保護協議会会長でもあります、關大阪市長からご挨拶申し上げます。

(会長：關市長)

どうも皆さんおはようございます。

本日は、お忙しいところ大阪市国民保護協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、常々、防災行政をはじめ危機管理推進等、大阪市政の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

一昨年、武力攻撃あるいは大規模テロなど不測の事態に備えてまして、国民保護法が施行され、市町村は住民の生命、身体、財産を保護し、そして被害を最小限にとどめるために、住民の避難措置あるいは救援など、重要な役割を担うことになりました。

言うまでもなく、市民生活の安全確保は、本市の最も重要かつ基本的な使命であります。武力攻撃やテロといった事態は、あってはならないものであります。万が一の事態を想定してあらかじめしっかりと計画を作成し、平素からの備えを万全なものにしておくことが重要と存じます。

国の基本指針に基づき、本年1月には大阪府の「国民保護計画」が策定され、

本市におきましても、これらに基づき本年度中に保護計画を策定することとしております。

今日は、非常に限られた時間ではありますが、皆様方のお力添えをいただき、本市の実情に即したより実効性のある計画を作成するため全力を注いでまいります。どうか、委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

(事務局：危機管理室長)

ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

上から順に、「議事次第」、「大阪市国民保護協議会構成名簿」、「配席図」、「配付資料一覧」、「資料1 国民保護法(抜粋)」、「資料2 大阪市国民保護協議会条例」、「資料3 大阪市国民保護協議会運営要綱(案)」、「資料4 大阪市国民保護協議会傍聴要領(案)」、「資料5 大阪市国民保護協議会企画部会委員(案)」、「資料6 大阪市の国民の保護に関する計画について(諮問)」、「資料7 計画策定の流れについて」、「資料8 大阪府国民保護計画のあらまし」、「資料9 国民の保護に関する基本指針(概要)」、「資料10 計画策定スケジュール(案)」の14点でございます。

お手元の資料に過不足等、ございませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。それでは、次に進めさせていただきます。

ここで、委員のご紹介をさせていただきます。本来であれば委員おひとりずつご紹介申し上げるべきところでございますが、お時間の都合もあり、恐縮ではございますが、お手元にお配りしております「大阪市国民保護協議会構成名簿」をもちまして、ご紹介に代えさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

大阪市国民保護協議会の議長は、大阪市国民保護協議会条例第4条第1項に規定によりまして、大阪市国民保護協議会の会長が議長となることが定められておりますので、本協議会の会長であります關市長に、議長をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

(議長：關市長)

それでは、大阪市国民保護協議会条例に基づきまして、私がこの会議の進行を務めさせていただきます。

ただ今から、議事に入らせていただきます。

まず、次第にあります議題(1)の「大阪市国民保護協議会の運営について」ですが、 の「会長の職務代理の指名」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：住民保護企画担当課長)

大阪市危機管理室住民保護企画担当課長の内藤でございます。それでは、「議題(1)大阪市国民保護協議会の運営について」の「 会長の職務代理の指名」についてご説明申し上げます。

お手元の「資料2 大阪市国民保護協議会条例」をご覧くださいと存じます。

大阪市国民保護協議会条例第3条では、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と定められております。この規定に基づきまして、会長から職務代理者の指名を、よろしく願いいたします。

(議長：關市長)

それでは、会長の職務代理者の指名としましては、井越委員を指名しますので、よろしく願います。

次に、 の「大阪市国民保護協議会運営要綱、同傍聴要領の制定」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：住民保護企画担当課長)

それでは、「大阪市国民保護協議会運営要綱、同傍聴要領の制定」につきまして、ご説明申し上げます。

先ほどご覧いただきました「資料2」にございますように、条例では、第1条に「条例の目的」、第2条に「委員の定数など」、第3条に「会長の職務代理」、第4条に「会議の招集と議長及び定足数など」、第5条に「幹事の定数など」、第6条に「部会の構成及び部会長など」について定めておりますほか、第7条では、「この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める」と規定されております。

この規定に基づきまして、本協議会の運営に関し必要な事項を定めるため、運営要綱について、お諮りするものでございます。

お手元の「資料3 大阪市国民保護協議会運営要綱(案)」をご覧くださいと存じます。

運営要綱案の第1条は、「大阪市国民保護協議会条例第7条の規定に基づき、

協議会の運営に関し必要な事項を定める」という、この要綱の目的を定めるものでございます。

第2条は、協議会の会議につきまして、個人に関する情報などで、後ろにご参考としてお付けしております「大阪市情報公開条例」第7条各号に該当する情報について審議等を行う場合、並びに、会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合について、協議会において公開しないと決めたときを除き、原則として、公開するものとし、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定めることを定めております。

第3条は、会議を開いたときは、会議録を作成するものとし、会議録は、原則として公開することを定めております。

第4条は、幹事の任期につきまして、国民保護法で定める委員の任期と同様に、原則として2年と定めております。

第5条は、幹事会につきまして、「幹事をもって組織し、委員等を補佐し事務を推進すること」、「会長が指名する幹事をもって幹事長とすること」、「幹事会の会議は、会長が招集し、幹事長が議長となること」を定めております。

第6条は、企画部会について定めております。部会につきましては、条例第6条で、「協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされ、その委員並びに部会長は、会長が指名する旨を定めておりますが、この運営要綱案では、「国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る企画及び立案等を行うため、企画部会を置く」こととし、「部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる」ことを定めております。

第7条は、幹事会及び部会につきまして、協議会と同様に、原則として、会議は公開とし、会議録についても公開することを定めております。

第8条は、「協議会の庶務は、危機管理室において処理する」ことを定めております。

第9条では、その他「協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める」ことといたしております。

引き続きまして、「資料4 大阪市国民保護協議会傍聴要領(案)」についてでございますが、これは、第1条の「目的」にございますように、ただ今ご説明申し上げました「運営要綱案」の第2条第2項の規定に基づきまして、協議会の会議の傍聴に関し必要な事項を、会長が定めるものでございます。第2条に「傍聴手続」、第3条に「傍聴することができない者」、第4条に「傍聴者の遵守事項」、第5条に「会議の秩序維持」、第6条に「報道機関の特例」、第7条に「準用」、第8条に「補則」について定めております。

なお、個々の条項のご説明につきましては、省略させていただきます。

「大阪市国民保護協議会運営要綱、同傍聴要領の制定」に関するご説明は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(議長：關市長)

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

(意見なし)

(議長：關市長)

「大阪市国民保護協議会運営要綱」等につきましては、原案どおりご承認いただくということによろしいでしょうか。

(「意義なし」の声)

(議長：關市長)

それでは、異議なしということで、原案どおり決定させていただきました。

次に、 の「企画部会委員及び部会長の指名」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局：住民保護企画担当課長)

「企画部会委員及び部会長の指名」についてでございますが、本市の計画策定に係る企画・立案に関しまして、本市の特性などを踏まえたより詳細な検討を行っていただく組織として、先ほどご説明申し上げました条例第 6 条第 1 項及び要綱第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、本協議会に「企画部会」を設置してまいりたいと考えております。部会の委員は、条例第 6 条第 1 項で、「会長が指名する」ものとされており、また、同条第 3 項では、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する」とされております。

これらの規定に基づきまして、会長から、部会の委員並びに部会長の指名をよろしくお願いいたします。

(議長：關市長)

本市の計画が、本市の実情にあった、より実効性のある計画となりますよう、この部会におきまして、いっそう深めた議論をお願いしたいと考えてお

ります。

それでは、部会の委員としましては、「資料5 国民保護協議会企画部会委員(案)」にお示ししました20名の方を委員にお願いいたします。

また、部会長には、京都大学防災研究所の林委員にお願いいたします。

林部会長をはじめ、部会委員をお願いします皆様には、たいへんお忙しいこととは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、 の「幹事長の指名」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局：住民保護企画担当課長)

「幹事長の指名」につきまして、ご説明申し上げます。先ほどご承認いただきました「資料3」の運営要綱の第5条第3項では、「幹事会に幹事長を置き、会長が指名する幹事をもって充てる」と規定されております。この規定に基づきまして、会長から、幹事長の指名をよろしくお願いいたします。

(議長：關市長)

それでは、幹事会の幹事長として、幹事の中から大阪市の千福危機管理室長を指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題の(2)の、大阪市の国民の保護に関する計画の諮問について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：住民保護企画担当課長)

大阪市の国民の保護に関する計画の諮問についてでございますが、国民保護法第39条第3項では、「市町村長は、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない」と規定されておりますので、市長から、諮問につきまして、よろしくお願いいたします。

(議長：關市長)

それでは、「資料6」にありますとおり、国民保護法第39条第3項の規定に基づきまして、大阪市の国民の保護に関する計画をいかに策定するかについて、大阪市長として、本協議会に対して意見を求めるものであります。

委員の皆様には、あらためて、よろしく願い申し上げる次第でございます。

次に、議題（３）の「計画策定の流れ・スケジュール」について、事務局の説明をお願いします。

（事務局：住民保護企画担当課長）

それでは、大阪市の国民の保護に関する計画の策定の流れとスケジュール案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、「資料７ 計画策定の流れについて」をご覧くださいと存じます。

平成１６年６月に成立・公布され、同年９月に施行されました国民保護法、正式には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」という名称でございますが、この法律は、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、また、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国や地方公共団体等の措置などについて定めております。

この法律では、武力攻撃や大規模テロなどの事態に際しまして、都道府県知事及び市町村長は、当該区域にかかる、「住民の避難」「避難住民等の救援」「武力攻撃災害への対処」に関する措置などの「国民の保護のための措置」について、その内容や実施方法、実施体制、関係機関との連携などを、あらかじめ「国民の保護に関する計画」として定め、その計画の定めるところにより、実施しなければならないとされております。

「国民の保護に関する計画」の策定の流れといたしましては、まず、国におきまして、「基本指針」、正式には、「国民の保護に関する基本指針」という名称でございますが、この基本指針を策定することとされております。国の基本指針には、「国民の保護のための措置」の実施に関する基本的な方針や、「国民の保護に関する計画」を作成する際の基準となるべき事項などを規定することとされておまして、基本指針は、平成１７年３月に閣議決定されております。

次に、国の基本指針に基づき、都道府県におきまして、「国民の保護に関する計画」を策定することとされております。都道府県は、都道府県の国民保護協議会に諮問し、国と協議のうえ計画を策定し、都道府県議会に報告することとされておまして、平成１７年度に、すべての都道府県において計画が策定されております。

さらに、市町村は、都道府県の計画に基づいて計画を策定することとされており、計画の策定にあたりましては、市町村の国民保護協議会に諮問し、答申をいただいたうえで、都道府県と協議して計画を策定し、市町村議会に報告することとされております。この市町村の計画は、平成１８年度に策定

するとのスケジュールが国から示されておりまして、本市におきましても、本年度、計画を策定するものでございます。

ここで、本年 1 月に策定されました「大阪府国民保護計画」についてご説明させていただきたいと存じます。

「資料 8」の、A 3 版の「大阪府国民保護計画のあらまし」をご覧くださいませ。

計画は、「第 1 編 総論」「第 2 編 武力攻撃事態等への対処」「第 3 編 平素からの備え」「第 4 編 復旧等」から構成されております。

まず、「第 1 編 総論」の「第 1 章 総則」では、計画の「目的・対象」、「保護措置の流れ」、「計画策定の流れ」、「計画の位置付け」、「計画の見直し」について記述されております。ここで、計画の対象といたしましては、「府域の住民はもとより、通勤、通学、旅行などで府域に滞在する者や府域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者については国籍を問わず保護の対象とする」とされております。また、この計画の位置付けといたしましては、「国民保護措置等を実施するための基本的な枠組みを定める」ものであり、具体的な実施手順などについては、別途、仮称でございますが、「実施マニュアル」を作成するものとされております。

次の「第 2 章 基本方針」では、国民保護に関する基本方針として、「基本的人権の尊重」、「権利利益の迅速な救済」、「国民に対する情報提供」、「情報の共有化・連携協力の確保」、「国民の協力」、「指定公共機関・指定地方公共機関の自主性尊重」、「高齢者・障害者・外国人等への配慮」、「保護措置従事者の安全確保」といった国の基本指針に定められた方針に加えまして、「地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積を活用する」ことが基本方針として掲げられております。

また、「第 5 章 事態想定」では、府域における事態の想定といたしまして、国の基本指針において想定されている「武力攻撃事態の 4 類型」と「緊急対処事態の 4 事態例」のすべてを対象としますが、海外では、大都市において大規模テロが多く発生していることや、大阪がひと・もの・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえまして、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意することとされております。

国の基本指針で想定されている事態につきまして、「資料 9」の「国民の保護に関する基本指針（概要）」をご覧くださいませ。

1 ページの中ほどよりやや下の方でございます「第 2 章 武力攻撃事態の想定に関する事項」におきまして、国の基本指針における武力攻撃事態の想定といたしまして、4 つの類型が示されております。まず一つ目が、「着上陸侵攻」、二つ目が「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、三つ目が「弾道ミサイル

攻撃」、次のページになりますが、四つ目が「航空攻撃」でありまして、以上の4つの類型でございます。

また、この資料の6ページをご覧いただきたいと存じます。

中ほどにございます「第5章 緊急対処事態への対処」のところでございますが、ここでは、武力攻撃に準ずるテロ等の事態を緊急対処事態としまして、想定される事態として4つの事態を示しております。

まず一つ目が、原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破など「危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態」でございます。

二つ目が、ターミナル駅や列車の爆破など「多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態」でございます。

三つ目が、炭疽菌やサリンの大量散布など「多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態」でございます。

四つ目が、航空機による自爆テロなど「破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態」でございます。

大阪府の計画におきましては、これら国の基本指針に示された事態のすべてを対象とすることとしつつも、その中で、特に、「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」や「緊急対処事態」に留意するものとし、引き続き関係機関と連携して、事態の想定について研究することとされております。

資料8の「大阪府国民保護計画のあらまし」にお戻りいただきたいと存じます。

中央の「第2編 武力攻撃事態等への対処」の「第1章 府の実施体制」でございますが、大阪府の実施体制につきましては、事案の発生後、直ちに国において「事態の認定」がある場合は、国民保護対策本部を設置することとし、一方、原因不明の事案が発生した場合には、事案に応じて、災害対策本部又は緊急テロ対策本部を設置するものとし、国におきまして「事態等の認定」があったのち、国民保護対策本部に移行することとされております。

次に、第2章の「避難」でございますが、警報等の伝達につきましては、防災行政無線など用いまして、休日・夜間も含め、迅速に警報等を住民に伝達することとし、また、高齢者・障害者・外国人などの災害時要援護者への伝達につきましては、地域住民や関係団体のご協力をいただいて伝達する方法の具体例などが示されております。

また、避難につきましては、武力攻撃やテロ等の事態想定を念頭におきまして、「避難先までの距離」と「避難までの時間的余裕」を踏まえ、避難について類型化されております。

次の第3章の「救援」では、知事並びに政令市の市長が、法令に定められ

た救援を実施することとされております。

なお、救援に関しましては、本市は、国民保護法により、政令市として、大阪府と同じ立場で救援を実施することとなっております。

次に、第4章の「災害対処」でございますが、大阪府及び市町村は、関係機関と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、必要に応じて、関係機関による連絡会議を開催することなどとされております。

次に、「第3編 平素からの備え」でございますが、まず、「組織・体制」といたしまして、大阪府は、近畿の他の府県と平素から緊密な情報共有を図り、広域的な避難・救援・災害対処ができるよう、「相互応援協定」を締結するとともに、さまざまな媒体や機会を活用して、住民に対する広報・啓発を行うほか、住民参加型の訓練を実施するものとされております。

また、「避難」に関しましては、想定される事態や避難のパターン、あるいは用途に応じた避難施設を指定いたしますとともに、広域的な運送が円滑に行えるよう、鉄道・バスなど運送事業者の輸送力を把握し、運送経路を関係機関や近畿の他の府県と確認することとされております。

最後に、「第4編 復旧等」でございますが、大阪府は、施設の応急復旧や武力攻撃災害の復旧に努めますとともに、保護措置に要した費用の支弁等や、権利利益の救済に係る手続きを処理することとされております。

以上、大阪府の国民保護計画のあらましについて、ご説明させていただきました。

大阪府の計画は、都道府県として大阪府の役割やその実施体制、また、府内の市町村が計画を作成する際の基準などについて定めた計画でございますが、本市といたしましては、本市の特性等を踏まえつつ、直接住民に接する本市としての役割や実施体制などについて定める計画の策定に、取り組んでまいります。

引き続きまして、計画策定のスケジュール案につきまして、ご説明申し上げます。「資料10」をご覧くださいと存じます。

本日、5月17日の第1回協議会におきまして、市長から計画の策定につきまして、本協議会に諮問がなされました。

今後、6月頃に第1回企画部会を開催いたしまして、計画の骨子案をご提示させていただき、ご審議をお願いしたいと考えております。さらに、7月頃の第2回企画部会におきまして、第1回企画部会でのご意見等を踏まえた計画素案をご提示させていただき、そのご審議をお願いしたいと考えております。そして、第1回幹事会を経まして、9月頃予定しております第2回協議会におきまして、同案のご審議をいただきたいと考えております。

第2回協議会でご承認いただきました計画素案につきましては、パブリックコメントを実施いたしまして、市民からの意見を伺いたいと考えております。

そして、パブリックコメントの結果を踏まえまして計画案を作成し、11月頃の第3回企画部会においてご審議いただき、また、第2回幹事会を経まして、12月頃予定しております第3回協議会におきまして、協議会の答申をいただきたいと思いますと考えております。

その後、答申を踏まえまして、大阪市の計画案を作成し、大阪府との協議を行いまして、本年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。また、計画の策定後、市会に報告することといたしております。

計画策定の流れとスケジュール案についてのご説明は、以上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(議長：關市長)

それでは、駆け足の説明になりましたが、ただ今の説明につきまして何かご質問あるいはご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思います

(李委員)

龍谷大学のリー・スーイムと申します。

今のご説明で、「国民」そして「住民」、「市民」の3つの言葉が使われましたが、その使い分けに関して、大阪府でもかなり議論しました。大阪市は、政令指定都市の中では、外国籍住民の比率が最も高い市です。そのため、この言葉の使い分けに関して、何らかの意図があるのか、無いのか、私も毎回勉強していますが、私自身もだんだんわからなくなってきておりますので、その使い分けについてご説明願います。

(議長：關市長)

事務局から説明願います。

(事務局：住民保護企画担当課長)

ただ今ご指摘いただきました件につきましては、非常に難しい問題というふうに思っております。法律の中では、「国民」という言葉が使われたり、部分によっては「住民」という言葉が使われておりまして、先ほどご説明させていただいた言葉の中にも法律の言葉、あるいは基本指針の中の言葉などを引用した部分につきましては、「国民」あるいは「住民」という言葉を使っている部分が

あると思います。また本市の立場としましては、「市民」という言葉を使う場合もでございますので、「市民」と言う時にも、例えば、ずっと大阪市にお住まいの方もおられましたら、昼間、働きに来られている方もおられまして、この方々に「市民」という言葉を使ったらいいのか、「市民等」という言葉を使ったらいいのか、いろいろ難しいところがあります。その辺りにつきましては、計画を作る中で、言葉の使い分けについて検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(議長：關市長)

そのような事務局の考えです。これは、なかなか適確な日本語がないというか、それぞれの言葉の定義は難しい問題です。「市民」を狭義に解釈すれば在住者、しかし大阪の町のように昼間人口が非常に多い都市では、当然、来訪者も対象に入らなければいけないでしょうし、在日の外国人の方も大阪市は際立って多い都市ですので、「ディフィニション」、言葉の使い分けは、非常に大事な事だと、私も思います。しかし、目的は明らかだと思いますので今後、検討することとします。

他に、この場でご意見があれば是非お聞かせいただきたいと思います。

(李委員)

英語に訳す時、また、これから多言語でいろいろな情報を流していかれると思いますが(3つの用語が入り混じると)、非常にやっかいなことになると思います。

(議長：關市長)

英語にすると、かなりはっきりした「ディフィニション」になると思いますが、そこでいろんな誤解を生まないようにしていかないといけないでしょう。

(林委員)

今のご心配、僕もこの説明を最初お聞きしたときにずいぶん気になったんですが、府の国民保護計画を見ると、第1章の総則のところに「国籍を問わず府域にある者すべて」というふうに明確に定義してますので、先ほど議長がおっしゃったとおり、これは、本来、人道的な意味での「救済」、「救援」を意図としての計画ですから、そういう意味では、「国民」も「市民」も「住民」もあまりその言葉にとらわれずにですね、そこに居る人というふうに理解して考えないと問題が、本筋から、ズレていくと僕は思うんですね。

それで、もし英語の問題を気にされるのであれば、基本的には、危機対応のときに特にどういった「レスポンス」とか、「リリース」というフレーズの中で使ってる言葉っていうのは、今、意図的にですけど「ピープル」という言い方をします、「ピープル・ヘルピング・ピープル。」だから、基本的には、この精神をこの計画の中で本当に実行できるようにするというのが、たぶん求められることなんでしょう。

だから、今までのいろんな経緯があるとは思いますが、それをそのままここに入れてしまうと、本来この計画が目指さなければいけないこと自体がだいぶ歪んで行くような危惧を、私は個人的に持っています。そういう意味では、「ピープル・ヘルピング・ピープル」という視点で整理ができるようにしたい。

ですから国民保護の主体は、とりあえず、実行の中心に今ここでは大阪市を考えてますけれども、むしろ大阪市だけが何かするという筋のものではなくて、大阪市はいつてみればコーディネーターになって、この市域にある様々な機関が協力してできるだけ少ない被害にとどめて、こういった事態からの立ち直りを迅速に行う、そのための計画にしていかなければならない、と個人的には思っています。

(議長：關市長)

ありがとうございました。

他に、福田先生どうですか、何かご意見はございませんか？

(福田委員)

お二人が発言されましたような問題は、それをどういう言葉で表現するかということがあると思いますし、市とか府に限らない問題、国自身の中での問題だと思いますので、その辺は、また今後、他との意見交換と、委員の中で今後、議論がもう少し必要な場合は、きっちりとした方がいいのではないかと考えております。

(議長：關市長)

ありがとうございました。

(李委員)

この言語の使い方をやはりできるだけ明確にする必要があると思うんです。

林委員がご指摘されたように英語で「ピープル」という言葉を使うという例がありますが、過去の例をみると、日本国憲法のマッカーサーの英語の原案も「ピープル」でした。それが、日本語に翻訳された時に「国民」という語に訳

され、その後、いわゆる外国籍住民、特に在日（コリアン）の方たちが、いろんな社会福祉から排除されていったという経過がございます。

従って、言葉の使い方、これは日本人の間では、一応認知、同意が取れているという思いだけでは、やはり誤解を生むと思います。

この点に関して、きっちり皆さんの了解、そして理解を深めていく努力はしていくべきだと思います。

（議長：關市長）

ありがとうございました。

確かに大事な問題であると思いますので、いずれにしても、企画部会で、ご論議いただくことになると思います。

言葉というのは非常に大事な要素です。この協議会の目的は、当然はっきりしているわけですが、それに加えてやはり言葉についても是非、検討を進めたいと思います。

他に、何かご発言はありませんか？

（発言なし）

それでは、ご発言がないようですので、議題4その他に入りたいと思います。せっかくの機会ですので、何か全体を通してご意見があればお願いします。

（意見なし）

よろしいでしょうか、

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

皆さん方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚く御礼申し上げます。

こういう事態は、冒頭申しましたように、あってはならないことです。しかし、日頃から万全の備えをしておくということが、極めて重要なことだと思いますので、これからも委員の皆様方には、是非いろんな角度からのご提言、またご審議をお願いしたいと思います。

一応のスケジュールは、先ほど事務局から提示いたしました流れで作業を進めていきたいと思っております。また、ただ今いただきましたご提言等についても、当然、企画部会や幹事会等で議論をしていただくこととなります。

次回の協議会でも一定の考え方を示していただきたいと思いますと思っております。

それではどうも長時間にわたりまして、ご協議どうもありがとうございました

た。

(事務局：危機管理室長)

ありがとうございました。

以上をもちまして本日の国民保護協議会を閉会とさせていただきます。

雨天にもかかわらず委員の皆様方には、午前中よりお集まりいただきましてありがとうございました。

ご散会とさせていただきます。